

東京海洋大学大学院における他の大学院における授業科目の履修に関する取扱要項

平成24年 7月 9日

海洋大規第 122号

改正 平成30年 9月10日 海洋大規第 85号

改正 令和 3年 3月 8日 海洋大規第 69号

改正 令和 4年 3月 8日 海洋大規第 49号

(趣旨)

第1条 東京海洋大学大学院学則第24条の規定に基づく、他の大学院における授業科目の履修の取扱いについては、この取扱要項の定めるところによる。

(単位を認定する学修)

第2条 東京海洋大学大学院（以下「本学大学院」という。）における授業科目の履修とみなして単位を認定する学修は、次のとおりとする。

- 一 単位互換に関する協定に基づく国内の大学院における学修
- 二 学生交流協定に基づく海外の大学院における学修
- 三 OQEANOUS Plusプログラムに基づく派遣先大学の大学院における学修

(単位を認定する授業科目等)

第3条 単位を認定する授業科目及び成績の評価は、次のとおりとする。

なお、本学大学院における修了要件に算入する単位数は、博士前期課程にあつては15単位を、博士後期課程にあつては2単位を限度とする。

ただし、博士前期課程及び博士後期課程を通算する場合は15単位を限度とする。

- 一 国内の大学院との単位互換に関する協定に基づく特別聴講学生として提供された授業科目の履修により単位を修得した場合、東京海洋大学大学院履修規則（以下「履修規則」という。）別表第3から別表第5までに規定する選択の項又は別表第6に規定する必修の項のただし書きの授業科目として認定し、成績の評価は履修規則第9条の規定にかかわらず「認」をもって表す。
- 二 学生交流協定に基づく海外の大学院での授業科目を履修し単位を修得した場合、履修規則別表第3から別表第5までに規定する選択科目又は別表第6に規定する必修科目のただし書きの授業科目として認定し、成績の評価は履修規則第9条の規定にかかわらず「認」をもって表す。
- 三 OQEANOUS Plusプログラムに基づき、海外の大学院での授業科目を履修し単位を修得した場合、履修規則別表第3から別表第5までに規定する選択科目として認定し、成績の評価は履修規則第9条の規定にかかわらず、派遣先大学の大学院の成績評価の記載をもって表す。

(単位の認定手続き)

第4条 前条第2号の規定に基づく単位の認定を申請する学生は、海外の大学院授業科目の単位認定願に当該大学院の成績証明書及び単位を修得した授業科目の内容を示す文書を添えて、大学院海洋科学技術研究科長に提出するものとする。

第5条 単位の認定は、必要に応じて当該学生の主指導教員及び認定を希望する授業科目の担当教員（非常勤講師及び連携大学院担当教員にあつては、専攻等が指定する教員とする。）と協議の上、大学院海洋科学技術研究科長が行う。

第6条 前条の単位の認定の結果は、本人に通知する。

附 則（平成24年海洋大規第122号）

- 1 この取扱要項は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この取扱要項の施行前に認定された単位にあつては、この取扱要項により認定されたものとみなす。

附 則（平成30年海洋大規第85号）

この取扱要項は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和3年海洋大規第69号）

この取扱要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年海洋大規第49号）

この取扱要項は、令和4年4月1日から施行する。